

資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る資金不足 比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）が平成19年6月に公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化の計画を策定する制度を定めるとともに、計画の実施の促進のため行財政上の措置を講ずることで、地方公共団体の財政の健全化に役立てることを目的とするものです。

財政健全化法第22条第1項では、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計の資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見書を付けて議会に報告し、公表しなければならないとされています。

当組合では、平成27年7月27日監査委員の審査に付し、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているものと認められました。

その結果を平成27年第2回定例議会（平成27年10月8日開催）において報告しましたので、下記のとおり公表します。

記

資金不足比率（健全化法第22条第1項関係）

特別会計の名称	資金不足比率（％）	経営健全化基準（％）
公立加美病院事業会計	—	20.0

※資金不足比率欄の「—」は、資金不足がないことを示しています。